（免許証の再交付）

第六条　クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号及び申請理由を書いた申請書に、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

2　（略）

（免許証の訂正の申請等）

第八条　（略）

2　前項の申請をするには、住所、生年月日、性別及び個人番号を書いた申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許証の再交付）	（免許証の再交付）
第六条　クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号及び申請理由を書いた申請書に、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。	**第六条**　クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（免許証の訂正の申請等）	（免許証の訂正の申請等）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
（新設）	
（免状の再交付）	（免状の再交付）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、当該免状を廃棄した旨を報告しなければならない。	4　免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。
5　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、厚生労働大臣に失つた免状を廃棄した旨を報告するものとする。	5　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返還するものとする。
（免状の廃棄）	（免状の返還）
第十三条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を廃棄した旨を報告するものとする。	**第十三条**　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を返還するものとする。